

高森町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務【事業者選定審査基準】

1 審査方法

委託業者の選定は、第1次審査（応募多数の場合）を経て第2次審査をもって総合的に審査し、優先交渉者を決定する。

なお、応募事業者が1社のみであっても、定める基準に満たない場合は選定の結果「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

2 審査項目及び配点

審査は、「第1次審査」（書類審査）「第2次審査」（プレゼンテーション・ヒアリング）により行う。

評価項目		配点
ア. 提案者の概要	・会社概要 ・業務実績 ・体制及び担当者等	15点
イ. 業務実施方針及び手法	・業務内容の理解度 ・業務実施方針の妥当性 ・業務実施手法の妥当性 ・業務分析の的確性・妥当性 ・行程計画の妥当性 ・提案の的確性・妥当性	50点
ウ. 取組意欲等について	・業務に対する取組意欲 ・人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力 ・提案内容から、効果的、計画的な検討への工夫の有無 ・業務遂行に対する期待度	25点
エ. 見積価格について	・見積価格の妥当性	10点
小計		100点

3 選定基準について

(1)第1次審査

企画提案書の書類審査を行い事業者ごとに採点后、審査員全員分合算し、上位5社程度を第2次審査対象者に決定する。

(2)第2次審査

第1次審査により決定した事業者によるプレゼンテーションを実施するものとし、審査員は事業者ごとに採点后、審査員全員分合算し、最も高い総合順位点を得た事業者を湯銭交渉権者として決定する。

審査員の持ち点を合算した値の7割を最低基準点とし、審査員全員分を合算した値が最低基準点に満たない事業者は選外とする。